

## 「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」への協力について

4月15日に東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会が発足し、初会合が開催され、具体的な行動が開始されました。文化財保存修復学会は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下、救援委員会と略します）に加わることを4月22日の理事会で決定しました。

この救援委員会の設置期間は平成23年4月15日から平成24年3月31日までで、活動内容は、要約しますと指定品・未指定品を問わずに被災遺産文化財の救出と一次保管を行う、また、救出品に関する保存及び応急措置に関しては、救出現場での応急処置に限定されており、所有者の要請や了解が必要など、いくつかの前提条件が付けられています。

救出活動を実施するにあたり専門家が必要となった場合、「文化財レスキュー隊」の編成が行われます。この人員の編成は救援委員会の判断により適宜なされますので、文化財保存修復学会は救援委員会構成団体として救援委員会に対してレスキュー活動に参加可能な会員を登録し、協力することになります。

このような状況を踏まえ、あらかじめ会員の皆様に、現地での活動の意思のある方々の登録を行いたいと考えております。文化財保存修復学会の災害対策調査部会は、この名簿を基にして、適宜、文化財保存修復学会のボランティア名簿として「文化財レスキュー隊」が組織されるにあたり提出いたします。なお名簿には個人情報が含まれているため、文化財保存修復学会事務局で厳重に管理いたします。具体的な活動日時が決定し、救援委員会から必要とされる方々のお名前のリストが届いた際には、すぐにこの方々にお伝えいたしますので、以降は救援委員会と連絡をお取りいただき、活動の準備にかかっていたいただきたいと思います。

次に重要なお知らせ事項があります。現地での被災品救出活動に伴い発生する交通費や宿泊費など、ボランティア保険への加入も含め、個人で負担し、行っていただく必要があります。また現地での活動は、救援委員会の腕章をつけていただき、救援委員会から発行された身分証明書（所属を文化財保存修復学会と明記）を携帯し、この一員として活動していただくこととなります。

以上、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の設立趣旨と活動内容、そして会員の皆様がこれに参加するにあたっての条件など、お伝えいたし、ボランティアの登録をお願いするものです。なお登録に当たり記入すべき事柄がありますので、登録用紙を準備しております。メールや郵便にて文化財保存修復学会事務局に「ボランティア登録用紙希望」とお申込みいただきたいと思います。折り返しお送りいたします。なお以上の件についてご質問などありましたら災害対策調査部会までお願いいたします。

2011年5月24日

文化財保存修復学会 理事長

三輪嘉六

## 文化財救援委員会の活動に関する学会の対応について

### ① レスキュー事業について

レスキュー事業に関しては、文化庁からの費用負担が望めない状況では、東北・北関東の会員の皆様を中心に趣旨に賛同いただける方について、その意向と専門分野を登録していただきます。その上で救済委員会から学会に支援要請があった場合に、登録していただいた会員に参加の意向打診を行い、参加していただくことになります。

この場合、あくまでボランティアとしての参加になります。なぜ学会が費用負担しないのか、と思われる会員もおられると思います。

むしろ今回の大震災に当たって、当学会に期待されているのは、修理に際してどのような仕様がふさわしいか、という次の段階での役割を担うのか、と考えます。指定・未指定に関わらず、現状であり得るよりふさわしい修理を行うために、学会としてどう支援するか、これが最大の使命であると考えます。後顧の憂いのない修理を行う必要があります。限られた資金の中で最良の対応を学会として行いたい、そういう思いでの提案です。

是非ご理解いただきたいと思います。

### ② 募金のお願い

こうした活動を支えるための予算を、次回総会で提案しますが、学会費で活動を行う当学会として、大震災対応の費用捻出には限りがあります。

そこで会員、特に賛助会員の法人の皆様募金をお願いしたい、と思います。

お寄せいただいた募金は、今後想定される学会としての活動に当てるほか、一部は今回の被災文化財等救援委員会の資金の窓口である、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団（通称「平山財団」）にも寄付を行う予定です。

#### —募金専用口座—

**みずほ銀行根津支店 普通 1124051**

**口座名義 一般社団法人 文化財保存修復学会**

**シャ) ブンカザイホゾンシュウフクガツカイ**